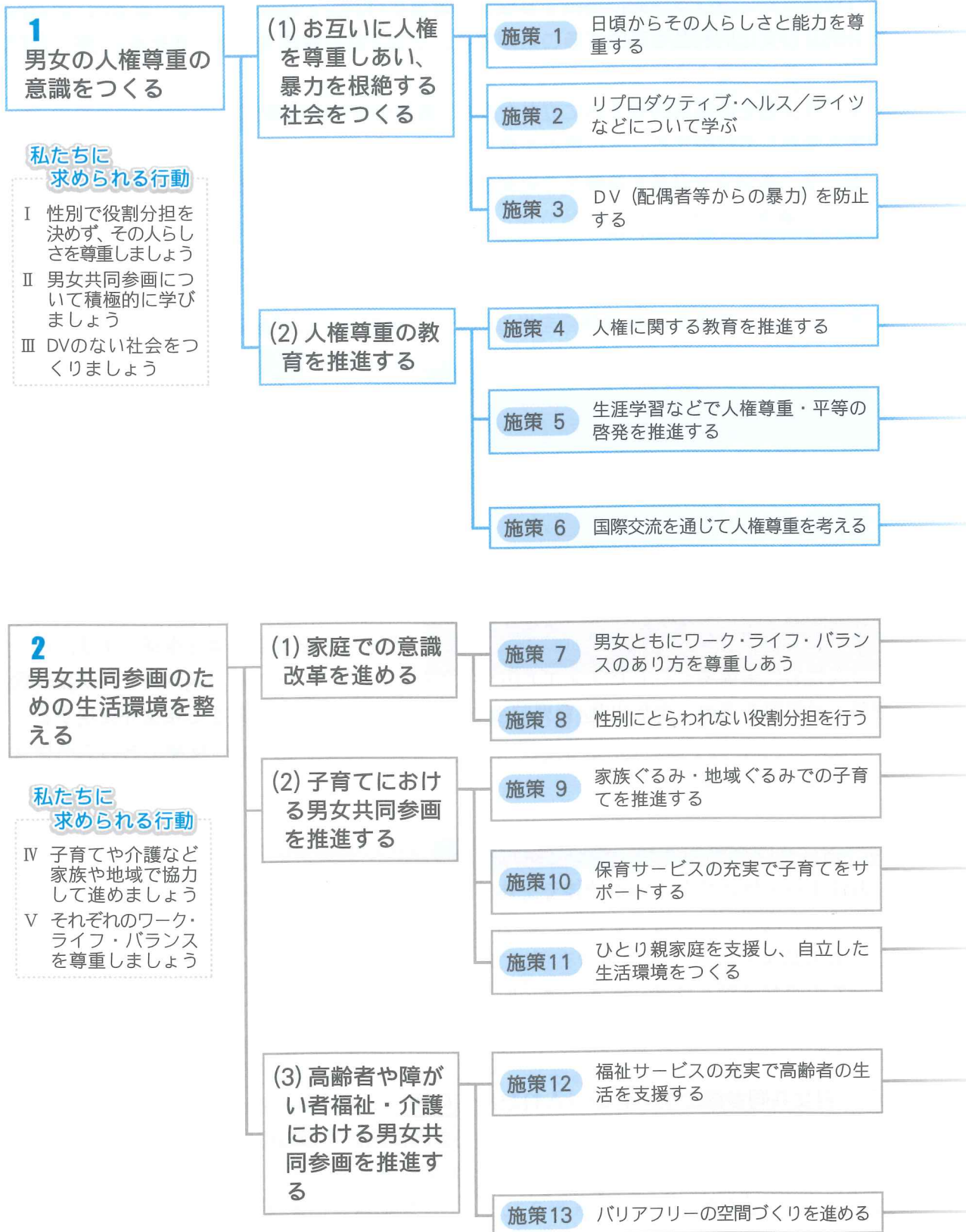


第2次つるが男女共同参画プランの概要

第2次つるが男女共同参画プラン具体的な施策の体系

【男女共同参画社会形成への行動】



実施主体 市民：☆ 事業所：▲ 団体：△ 地域：● 市：○ 関係機関（県、警察、学校などを含む）：★

- ① 人権尊重に関する啓発を充実する
 - ★ ② 個人の意思や個性を尊重した進路指導を行う
 - ☆ ③ 固定的な価値観にとらわれず人権を尊重した行動をする
- ☆ ① リプロダクティブ・ヘルス/ライツなどについて学ぶ
- ① DVに対する正しい知識や被害者支援についての啓発を充実する
 - ② DVに関する相談体制を充実し、被害者への支援を行う
 - ★③ 通報体制を確立しDVの被害者を保護・救済する
 - ④ デートDVや子どもへの暴力など、若年層の被害を防止する
- ★ ① 人権を尊重した教育を実施する
 - ★② 教職員・児童・生徒の悩み相談等を充実する
 - ③ 人権に配慮した校舎整備を行う
- ☆ ① 学習講座で人権尊重や男女平等を考える
 - ② 女性問題や男女共同参画に関する蔵書を充実する
- ☆ ① 小・中学生の海外派遣などを通じて国際交流を深める
 - ② 国際交流の場で人権尊重を学ぶ機会をつくる
 - ③ 外国語講座や外国人向け日本語講座を開催し、円滑なコミュニケーションを支援する
 - ④ 外国籍の市民向け総合相談窓口の設置や関連団体との連携を進める
- ① ワーク・ライフ・バランスについて啓発を行う
- ☆ ① 家事や子育て、介護についての分担を性別に関係なく夫婦や家族で話し合って決める
- ① 周産期等における健康診査や子育ての相談、乳児健康診査などを実施する
 - ② 子育てにおける父親の役割を考える講座を開催する
 - ③ 子育て支援ネットワーク活動など、地域全体で子育てを支援する
- ① 子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスを充実する
 - ② 学童保育を充実する
- ① ひとり親家庭の経済的負担を軽減する助成制度を実施する
 - ★② ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、相談活動や就職支援などを行う
- ① 元気な高齢者の健康維持や生きがいづくりを支援する
 - ② 住み慣れた地域・自宅での生活が続けられるサービスを提供する
 - ③ 単身世帯でも住み慣れた地域・自宅での生活が続けられるサービスを提供する
 - ④ 家族による介護の心身・経済的負担を軽減するため、介護福祉サービスを充実する
 - ⑤ 介護における男性の役割を考える講座を開催する
 - ★⑥ 福祉サービスを提供する市民活動団体や機関の活動を促進する
- ☆ ① 市民が積極的にボランティア活動等に参加する
 - ② ユニバーサルデザインに配慮した公共空間を整備する

第2次つるが男女共同参画プランの概要

3 男女共同参画のための仕事環境をつくる

私たちに求められる行動

- VI 能力や希望に応じた、その人らしい働き方ができるようにしましょう
- VII セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントを防止しましょう

- (1) 仕事での啓発を行う
 - 施策14 男女雇用機会均等法などの啓発を行う
 - 施策15 職場でのワーク・ライフ・バランスの啓発を行う
- (2) 就職における男女共同参画を推進する
 - 施策16 多様な働き方を尊重する
 - 施策17 子育て後の再就職など雇用支援を行う
 - 施策18 男女の雇用促進を図るための能力向上を図る
- (3) 勤労における男女共同参画を推進する
 - 施策19 セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントのない職場づくりを推進する
 - 施策20 男女とも育児休業や介護休業をとりやすくする
- (4) 農林水産業や自営業などで男女共同参画を推進する
 - 施策21 管理職への登用や意思決定に際して女性の参画機会を広げる
 - 施策22 女性の経営への参画機会を拡大する

4 男女共同参画のまちづくりを推進する

私たちに求められる行動

- VIII まちづくりに進んで参加しましょう

- (1) 地区コミュニティでのまちづくり活動で男女共同参画を推進する
 - 施策23 あらゆる機会をとらえて啓発を行う
- (2) 市民活動団体における男女共同参画を推進する
 - 施策24 まちづくり活動の団体を育成・支援する
- (3) 市民の自主的なまちづくり活動を促進する
 - 施策25 まちづくりにおける団体間でのネットワーク化を図る

男女共同参画の視点を取り入れた推進体制

- (1) 世代や生活形態に応じたきめ細やかな広報と啓発を強化する
 - 施策26 講座や講演会等を充実する
 - 施策27 市民の意見を反映した情報紙をつくる
- (2) 相談体制を充実する
 - 施策28 性差に関する相談業務を充実する
- (3) 男女共同参画を推進する人材を育成する
 - 施策29 推進団体や様々な分野で活躍する人材を育成する
 - 施策30 市民参加と協働によるまちづくりを推進する
- (4) 政策決定・推進の場で男女共同参画を進める
 - 施策31 審議会等で女性委員を積極的に登用する
 - 施策32 管理職等に女性職員を積極的に登用する
- (5) 庁内推進体制を充実する
 - 施策33 男女共同参画の推進拠点を充実する
 - 施策34 各部署の事業で参画を進める

- ① 男女雇用機会均等法やパートタイム労働法などを事業者、労働者双方へ啓発する
- ② 主体的に啓発を行う団体を支援する
- ③ 相談内容に応じて適切に窓口を紹介する
- ▲ ④ 男女共同参画に関する制度を導入する
- ① 一人ひとりが望む働き方ができるよう、仕事と生活の調和の重要性を普及させる
- ▲ ① 各種休業制度の導入と利用、時差出勤、フレックス勤務制度など、個々の希望に応じた勤務が可能となる独自の仕組みを積極的に導入する
- ① 再就職に向けての講座や研修会を実施する
- ② 求人に関する情報提供や再就職の相談・支援を行う
- ① 職業能力開発講座への参加を促進する
- ▲○① セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントに関する相談窓口を開設し、防止を図る
- ① 休業制度等の周知や先進地事例の紹介を通じて制度の活用を図る
- ▲ ② 育児・介護休業が取得しやすい職場の雰囲気をつくる
- ▲ ① 人事考課制度を導入し女性職員を管理職等に積極的に登用する
- ▲ ② リーダーや管理職に就くための研修やキャリア・アップの機会を男女平等に与える
- ★① 女性の農業委員の確保など、農業・漁業及び林業経営の方針決定過程へ女性の参画拡大を図る
- ★② 女性経営者の学習・研鑽活動を充実する
- ① 地域の施設やイベントを通じて啓発を行う
- △ ② 区長やPTA会長等地域団体の代表または役員などへの女性の登用を促進する
- △ ③ 男女共同参画の視点で地域防災活動や災害時要援護者支援、環境保全活動を行う
- ☆ ④ 男女とも地区コミュニティの活動に積極的に参加する
- ① まちづくり活動についての情報提供や支援を行う
- ② NPO法人の設立に向けた支援を行う
- △ ③ まちづくり活動を活性化させる
- ① 多様なまちづくり団体の連携を図り、活動を活発化する
- ② 市民からの意見を聞く場で女性の参画を促進する
- ① 地域・職場・家庭で男女共同参画を実践するための講座を開催する
- ② 講座・講演会等開催時に一時保育を実施する
- ③ 広報紙やRCN行政チャンネル、FMラジオ、ホームページを積極的に活用して広報の継続と徹底を図る
- ① 市民による男女共同参画情報紙を発行する
- ① 性による差別的取扱いに対する相談業務を充実する
- ★② DVに対する相談や通報体制を確立し被害者を支援・救済する
- ① 男女共同参画推進団体等の活動を促進する
- ★② 様々な分野で活躍する人材を育成し、男女共同参画の実践を進める
- ① NPO法人やボランティア等、市民活動団体設立・運営やイベント等の開催を支援する
- ② 市職員が地域での活動を積極的に実践し、市民協働の意識高揚を図る
- ③ 市長への提案メールや審議会への市民公募など、市民の幅広い市政参画を促進する
- ① 各種審議会や委員会での女性の登用率向上を図る
- ① 人事考課制度の活用により女性職員を管理職等へ積極的に登用する
- ① 男女共同参画推進団体等の活動を促進する
- ② 男女共同参画室を中心に全庁的な推進体制を構築する
- ① あらゆる広報・出版物等で男女の人権をふまえた表現に配慮する
- ② 男女共同参画社会の実現に向けて、市行政の取り組み状況を把握・評価する
- ③ 男女共同参画の視点での事業を実施するため、職員の研修を行うなど意識の高揚を図る